新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う公費負担について(概略)

		患者区分	4月30日までに生じた医療費(A)		5月1日~5月31日までに生じた医療費(B)		6月1日~9月30日までに生じた医療費(C)	
	治療	忠有区分	公費番号取得方法	公費負担内容	公費番号取得方法	公費負担内容	公費番号取得方法	公費負担内容
入院医療費		4月30日までに入院した 患者	現行の取扱 医療機関等が管轄保健所に公費負担 申請を行い、各保健所において発行 される ①公費負担番号(保健所ごと) ②受給者番号(患者ごと) を使用する。		医療機関等が管轄保健所に公費負担 申請を行い, 各保健所において発行 される	現行の取扱		
		5月7日までに入院した 患者		/	①公費負担番号(各保健所ごと) ②受給者番号(共通9999996) を使用する。	(全額公費負担)	医療機関において、県内共通番号を使用。 【入院公費】 ①公費負担番号 (共通28460707) ②受給者番号 (共通9999996)	・特定の治療薬に係る薬剤 費は全額公費【治療薬公 費】 ・高額療養費制度の自己負 担限度額から、原則2万円
		5月8日以降に入院した 患者	第章 1 4 場合 (+ 「3 Ph.) 4 第字 (本)		医療機関において、県内共通番号を使用。 【入院公費】 ①公費負担番号 (共通28460707) ②受給者番号 (共通9999996) 保健所への申請等は不要。 【治療薬公費】 ①公費負担番号 (共通28460806) ②受給者番号 (共通29999996) 保健所への申請等は不要。	・特定の治療薬に係る薬剤費は全額公費【治療薬公費】 ・高額療養費制度の自己負担限度額から、原則2万円を減額。【入院公費】(自己負担限度額が2万円に満たない場合はその額)食事代等は自己負担となる。	保健所への申請等は不要。 【治療薬公費】 ①公費負担番号 (共通28460806) ②受給者番号 (共通9999996) 保健所への申請等は不要。	を減額。【入院公費】 (自己負担限度額が2万円 に満たない場合はその額) 食事代等は自己負担とな る。

※他疾患により入院中の患者が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は「入院した患者」を「診断された患者」と読み替える。

		5月7日までに生し	ごた医療費	5月8日から9月30日までに生じた医療費		
		公費番号取得方法	公費負担内容	公費番号取得方法	公費負担内容	
外来医療費	治療	【治療薬公費】 ①公費負担番号 (共通28460608)	現行の取扱 (公費負担) 陽性診断後に行われた新 型コロナウイルス感染症 の治療に係る医療費	医療機関において、県内共通番号を使用。 【治療薬公費】 ①公費負担番号 (共通28460806) ②受給者番号 (共通9999996) 保健所への申請等は不要。	特定の治療薬に係る薬剤費 のみ全額公費	

	5月7日までに生じた医療費		5月8日以降に生じた医療費	
	公費番号取得方法	公費負担内容	公費番号取得方法	公費負担内容
行政検査 (保険診療分)	保健所への申請等は不要。	現行の取扱 (公費負担) 検査科と検査判断料のみ	原則廃」 (本人 負担	